

# 議会改革推進会議「検討部会」会議録

令和4年1月13日

亀山市議会

## 議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 令和4年1月13日(木) 午前10時00分～午前11時53分
- 2 開催場所 第1・2・3委員会室
- 3 出席会員  
部会長 森 美和子  
副部長 鈴木 達夫  
部会員 中島 雅代 森 英之 岡本 公秀  
伊藤 彦太郎 服部 孝規  
会長 中崎 孝彦  
副会长 今岡 翔平
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 渡邊 靖文 議事調査課長 大泉 明彦  
書記 新山 さおり 書記 大川 真梨子
- 6 案件  
1. 第72回検討部会の確認事項について  
(1) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)  
2. 議会改革白書2022への掲載内容の確認について  
3. 議題  
(1) 議員の政治倫理への対応について(検討課題41)  
(2) 機能が十分に発揮できる議会及び委員会のあり方について(議長及び常任委員会委員の任期について)(検討課題45)  
(3) 所管事務調査の報告について(検討課題46)  
(4) 政務活動費を使用して参加した研修等の研修報告書のホームページへの掲載について  
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午前10時00分 開 会

○部会長（森 美和子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、第73回目になりました検討部会を開催させていただきます。

事項書に沿いまして進めさせていただきます。

それでは、前回の第72回の検討部会の確認事項について、説明をお願いします。

大川主査。

○議会事務局員（大川真梨子君） それでは、資料1をご覧ください。

検討課題41の議員の政治倫理への対応についてでございますが、前回11月25日に2ページ目の対応内容の青文字のところですが、読み上げさせていただきます。

亀山市議会議員政治倫理条例及び亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の改正について、こちらをご協議いただきました。

また、こちらの内容につきましては、本日の議題の中で続きのご協議をいただくということになっております。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 今の説明について、何か確認したいことはありますか。

いいですか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） では事項の2、議会改革白書2022への掲載内容の確認について、大川さん、お願いします。

○議会事務局員（大川真梨子君） それでは、資料の2をご覧ください。

各種委員会・会議の決定事項についてでございますが、令和4年1月7日の議会運営委員会におきまして、条例改正の提案方法について、改め文方式から新旧対照表方式に変更したいと執行部から申出があったため、今後は条例改正の提案については、原則として新旧対照表方式によるものとすることを確認し、全員協議会で改めて説明を行うことということでご確認いただきました。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） それでは、議題に入らせていただきたいと思います。

少し今日はボリュームもありますので、読んできていただくようお願いをさせていただきました。

この議題の1の議員の政治倫理への対応については、非常に大事な条例、また規則、要綱、申合せでありますので、少し丁寧にさせていただきますと思っております。

まず、条例から新山グループリーダーをお願いをしたいと思います。ちょっと1条ずつ少し確認をさせていただきますながら、皆様のご意見をお聞きさせていただきますながら進めていきたいと思っておりますので、お願いします。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） それでは、資料3のほうをご覧ください。

これまでの検討部会におきまして、政治倫理指針は廃止することを確認していただきました中で、政治倫理に関する条例、規則について整理するというところで、前回の会議で改正案のほうをご覧いただいたんですけども、その中でのご協議、ご意見のほうを反映させまして、今回改めて改正案のほうをお示しさせていただいております。

本日は、まず条例のほうを説明させていただいた後、亀山市議会議員政治倫理審査委員会の規則の

改正案、それに伴いまして手続関係の書類の整理のほうもさせていただきましたので、新規にはなるんですけども、政治倫理審査に関する要綱案と併せまして先例集のほうの申合せのほうに記載する補助金団体への役員の就任に関する申合せについてご協議をいただきたいと思いますので、順次説明をさせていただきます。

まず、資料3のほうの政治倫理条例のほうから1条ずつ説明をさせていただきます。

第1条のほうの目的に関する規定については、特に変更、修正はございませんので、省略をさせていただきます。

続きまして、第2条、議員の責務の規定についてでございます。

前回の会議のほうで、こちら2行目の自らの行動を厳しく律するとともにの部分で、こちらの表現を「言動」ということにしてはどうかということでご意見をいただきました。こちらのほうを「言動」のほうへ修正をさせていただいております。

第2条に関しては以上でございます。

○部会長（森 美和子君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ続いて。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 続きまして、第3条、政治倫理基準に関する規定でございます。

こちらにつきましては、先ほど第2条の言動ということに改正をするに当たりまして、整合を図るために、最初のほうを一部修正させていただいております。

また、基準につきましては、前回見ていただいた部分に追加をいたしまして、今回、趣旨は変えずに表記などについて併せて整理をさせていただいております。

それでは、読ませさせていただきます。

第3条、議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

第1号、品位と名誉を損なう行為により、市民等の信頼を損なわないこと。

第2号、地位による影響力を行使して、自己や特定の者の利益を図らないこと。

第3号、市が締結する請負その他の契約、市が行う許可、認可等の処分その他の行為に関し、特定の企業、団体または個人のために有利な取り計らいをしないこと。

第4号、地位または権限を利用して金品の授受を行わないこと。

第5号、政治的または道義的な批判を受けるような政治活動に関する寄附を受けないこと。その後援団体についても、同様とする。

第6号、市職員の公正な職務執行を妨げないよう、その権限または地位による影響力を不正に行使しないこと。

第7号、市職員の採用、昇格または人事異動に関し、推薦または紹介をしないこと。

第8号、ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） この第3条、政治倫理基準についてまとめさせていただきましたが、ご意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 修正いただいた点については問題はないと思います。

ちょっと今気がついたんですけど、申し訳ないんですけども、後援団体についても、同様とする。基本的に後援団体と政治家本人は全く別扱いのはずなんですよ。ここに後援団体について記述することが適切なかどうかという意味では、これは極めて不適切やというふうに僕は感じるんですよ。そもそも後援団体に対して議員が金を提供する行為も、これは公選法で禁止されておるんですよ、たしか。そういう意味では、これは後援団体というのを議員と同一にするという文章は、たちまち何が問題になるかというのは分かりませんが、これはもう法令上削除したほうがいいんじゃないのかなというふうには感じました。以上です。

○部会長（森 美和子君） 今のご意見に対してどうですか。

会議の途中ですが、暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時11分 再開

○部会長（森 美和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開させていただきます。

先ほどいただきました第3条の第5号に関しては、またちょっと調べさせていただいて、皆様にお示しさせていただいてご意見を賜りたいと思いますので、お願いいたします。

そのほか、いかがですか。

よろしい、これ以外は。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） 次、進めてください。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 続きまして、第4条、審査の請求手続についてでございます。

こちらにつきましては前回確認をさせていただいておりますので、読み上げだけさせていただきます。

議員について、前条に規定する政治倫理基準に違反している疑いがあると認めるときは、議員定数の3分の1以上の議員の連署をもって、請求の理由を明らかにする資料を添えて、議長に対し審査の請求をすることができる。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 言葉を少し変えさせていただいていますが、よろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） 次、第5条。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 続きまして、第5条、こちらは事前調査となっておりますけれども、前回ご意見のほうをいただきまして、出された審査の請求については原則委員会のほうに付託をしていく。特段の事情がある場合は付託をしないというのはどうかというご意見をいただきましたので、そのような形で整理をする中で、事前調査というものがもう必要ないのではないかとということで、今回、審査の付託という形で整理をさせていただきました。

第5条、議長は、前条の規定により審査の請求がなされたときは、あらかじめ当該請求が適正であることを確認した上で、特段の事情がある場合を除き、速やかに次条に規定する亀山市議会議員政治倫理審査委員会にその審査を付託しなければならない。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 内容はいいですか。

鈴木副部長。

○副部長（鈴木達夫君） 条例の中に書き込むかどうかは別として、この特段の理由、事象、これについてももしっかりどこかでこういうものであるというのは押さえておかなければいけない。条例の中に入れる入れないは別として、特段の事情というものをしっかりどこかへ把握、明記しておくという作業はしていただきたいと思います。

○部長（森 美和子君） 新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） この特段の事情の整理につきましては、もし明記するのであれば、申合せのほうですね、運用という中で整理をさせていただきたいと思います。

○部長（森 美和子君） ほかはいいですか。

（発言する者なし）

○部長（森 美和子君） 次、第6条。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 続きまして、第6条、亀山市議会議員政治倫理審査委員会、前条の規定により付託された案件を審査するため、亀山市議会議員政治倫理審査委員会を置く。

第2項、委員会は、審査の結果について議長に報告するものとする。

第3項、前2項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営については、規則で定める。以上でございます。

○部長（森 美和子君） 第6条について、何かご意見ございましたらどうぞ。

いいですか。

（発言する者なし）

○部長（森 美和子君） 次に、第7条、お願いします。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 続きまして、第7条でございますが、議長への報告というものが第7条に規定がされておりましたけれども、こちらは先ほどの第6条の第2項のほうへ整理をさせていただきましたので、削除をさせていただきます。

条ずれによりまして、第7条には、審査の結果の通知ということで整理をさせていただきます。

第7条、議長は、前条第2項の規定により委員会から審査の結果の報告を受けたときは、審査の請求をした議員及び審査の請求をされた議員に対して、審査の結果を通知しなければならない。

あと、第2項につきましては、第9条のほうへ整理しておりますので、公表については削除させていただきます。以上でございます。

○部長（森 美和子君） いいですか。

（発言する者なし）

○部長（森 美和子君） 次に、続いて第8条。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 続きまして、第8条、意見書の提出についてでございます。

審査の請求をされた議員は、前条の規定による通知を受けたときは、審査の結果について、議長が指定する期限までに議長に対し意見書を提出することができる。

こちらの期限につきましては、後ほど説明をさせていただきます要綱のほうへ規定をさせていただ

いております。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） どうですか、いいですか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） 次に、第9条。

新山グループリーダー。

○議会議務局員（新山さおり君） 第9条、審査の結果及び意見書の公表。

議長は、審査の結果を公表するものとする。

第2項、前項の規定による公表は、前条の規定による意見書の提出の有無を確認した上で行わなければならない。この場合において、意見書の提出があったときは、当該意見書の概要を併せて公表するものとする。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） よろしいですか、ご意見はありますか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） 大丈夫ですか。

次、第10条。

新山グループリーダー。

○議会議務局員（新山さおり君） 続きまして、第10条、違反に対する措置。

議長は、第6条第2項の規定により委員会から受けた報告について、第3条に規定する政治倫理基準に違反する事実があると認められたときは、委員会が必要と認める措置を講ずることができる。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） これもいいですか。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 最後の措置を講ずることができるという規定にしたのは、しなければならないという規定にはしないのか。できるというのは、してもしなくてもいいという、できる規定はね。しなければならないというのは、もう絶対せんならんわけやね。これは議長は、極端に言えば、措置を講ずることをしてもしなくてもいいというふうに取れるのやけど、そこら辺の言葉の使い方がどうなんやろうなと思って。

○部会長（森 美和子君） 今、服部委員からご指摘いただきましたけど、その点についてはいかがですか。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 多分、この委員会が必要と認める措置、これについての、例えば要綱であり規則であれ申合せというのは、別途にこういう場合は、これはもうこういう措置をしなければならない、あるいはできる範囲というものは別途に定められるんじゃないかなあという感じはしたんですけど、措置に関しての措置の方法については、要綱なり規則なり、あるいは申合せで別途定めるのではないかなあ。どうなんですか、これ。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） 要は、その委員会が決めたことに対して議長にどこまで裁量権を持たすかという、つまり委員会が決めたことはもう絶対ですよと、議長といえども、それには従わなければならないとするのか、委員会が決めたことであっても、議長の裁量でその措置について何らかの修正を

できるような裁量権を議長に持たすのかということやと思う。

だから、そのところの裁量権を議長に持たすのか持たさんのかによって、裁量権を持たすならできでええやろうし、持たさないなら、もうこれはしなければならぬという義務規定にせないかんとするんやけど、その辺の理解をどうするかということやと思いますね。

○部会長（森 美和子君） いかがですか。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） そもそも審査を付託するということが自体がどういうふうに解釈すればいいか悩むなとは思いますが、議長として、こんなもん措置の必要なかないというふうな判断をしても、要はその審査は付託せなあかん、一応はその政治倫理審査委員会の考えは聞かあかん、その上で判断するのかどうか、あるいはもう付託した以上、やっぱりそれに従うのが本来やないかというふうにするのかという、やっぱりその辺の解釈なのかなとは思いますが、ただ原則、やっぱりするべきでしょうね、付託した以上は。

だから、講ずるものとするで、もう一個、例えば解職は、辞めさせることはできないですね、例えば。そうやけど、委員会が本来そういうふうなことを決定すべきじゃないけれども、辞めさせることというふうな決定をした場合は、議長としてもどうしようもない部分があるというのはあるんやけど、やっぱり原則として従う、それを講ずることとするというふうには、何かそういうふうな感じにすべきなんやろうなと思います。もうちょっときつうせなあかんのかなと思います。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） 今までの条文の流れを見ておると、請求があったらもう議長はせんなんというのかな、どちらかというところ。そこで議長が、こんなやめておこうというような余地があまりもうないような形でこれは進んできておるわけやね。そういう形で進んできて、審査をして報告を出した。そうしたら、報告を出した段階で、議長がいや、いや、いやと、こうなるというのは全体の流れとして、もし出てきたらその審査を付託せなあかんのやというような、もう議長の裁量なしでというような形でずうっと条文ができておって、結果が出てきた段階で、いや、いやというのを議長が言えるというのが何かちょっと違和感を感じるの。

だから、そこまでもう議長に、出てきたらそれはもう自動的に委員会に付託せんなんのやという流れで来たら、そうしたらやっぱり伊藤委員が言われたように、結果についてもそれは議長はそこまですせんなんわさというのが、僕は流れとしてはずうっと通るのかなというような気がする。

そのところがちょっと違和感があるんやわな。

○部会長（森 美和子君） ただ、第5条のところを読みますと、当該請求が適正であることを議長が確認した上で、特段の事情がある場合を除き付託をするということですので、ここで第1段階は踏んであるんですね。

事前調査というのはやめたんですけど、そういう表現の仕方は。

そこで議長の判断はここに入っているんですけど、それを踏まえて、さっきのしなければならぬという規定にするのか、ちょっとそこら辺のご議論をいただきたいなあと思います。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 部会長が言われたところは、審査に付託するかどうか、要するに何というの。条件面でちゃんと整っているかどうか。その委員会に付託するだけのちゃんと条件が整っている

かどうかということについて、特段の事情があるんならそれは除きますけれども、ちゃんと整っているのであれば、それはもうオーケーですよというのが、この特段の事情がある場合というふうなことやと思うな。

だから、そう考えていくと、中身について、議長はどうか言う立場ではこの段階ではないんやと思うんや。

だから、その請求されたものがちゃんと適正に全部そろっていますよということやったら、それは認めんならんよというのがこの第5条の意味やと思う、中身やなしに。というふうに僕は思ったんやけどな。

○部会長（森 美和子君） なるほど。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 多分その請求の内容にもよると思うんですね。とにかくこれは問題やから、何か処分をせなあかんのと違うかという内容やったら、ある程度幅を持たせた可能性が考えられるんやけれども、もう辞めさせるべきだというような請求が出たら、辞めさせることはできんわさというふうなんで、さすがにちょっとその請求では無理やというふうに議長は止めることはできると思いますし、ただ、何らかの処分を求めるといふようなのだったら、やっぱり特段の事情なくということになるんですよ。

だから、あくまでもやっぱり言われたように、その内容じゃなくて、やっぱりそれをできるかどうかという、そういうふうなところで切るか切らんかという、そんな世界なんやと思います。

○部会長（森 美和子君） 渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 審査委員会のほうの措置について、政治倫理審査委員会規則で一応案を今、次の審査事項になるんですけど、案がございまして、これを皆さんのタブレットのほうへ送信させていただきます。

2ページの第4条の部分の第2項、審査において必要と認める場合は、次に掲げる措置について決定する。

第1号が、条例の規定を遵守させるため警告を発すること。

第2号、議会における全ての役職を停止させること。

第3号、議員の辞職勧告を行うこと。

第4号、その他委員会が必要と認めること。

これが一応案として審査の措置ということで今上げております。以上です。

○部会長（森 美和子君） これを踏まえていかがですか。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 審査の付託のところでも、特段の事情がない限りと書いてあるんで、やはり特段の事情がない限り措置を講ずるものとするというふうに、そこでも特段の事情がない限りという言葉を使ったらどうかと思いますけれども。

○部会長（森 美和子君） どこに。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 僕はさっき原則という言葉を使いましたけれども、先ほどはできるものとするじゃなくて、特段の事情がない限り措置を講じなければならないというふうに、そこで特段の

事情というのをもう一回使ったらいいんじゃないのかなと思いますけれども。

第10条に委員会が必要と認める措置を講ずることができるというふうなじゃなくて、認められたときは、特段の事情がない限り、委員会が必要と認める措置を講ずるものとするか、講じなければならぬというふうな表現にしたほうがいいんじゃないのかなと思います。

もう一回特段の事情というのをここに書けばいいんじゃないのかなと思いますけれども。

○部会長（森 美和子君） 森委員。

○部会員（森 英之君） 特段の事情というところを入れてもいいと思うんですが、これは第3条に規定する政治倫理基準に違反する事実があると認められたときというのがきちんと明記されているので、違反する事実があると認められたときはということなんで、私はこの措置を講ずるものとするという表現、最後の文末を講ずるものとするということでもいいんじゃないかと思います。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 参考に他市はどうだろう。ここら辺りどんな規定しておるだろう。

○部会長（森 美和子君） 新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 例えば鈴鹿市ですと、こちらは措置を講ずるものとするという表現になっております。

あと、いなべ市のほうは、講ずることができる、できる規定になっておりますし、大津市議会のほうは講ずるものとするとなっております。

○部会長（森 美和子君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 僕は、この議長の裁量権というものが、第5条で最初に言うてあるわけよね。特段の事情がある場合を除きと、この特段の事情は誰がそれを判断するんかという議長やわな。

だから、ここで認めてあるのやで、その段階でこの話はやらないと決めるか、やると決めるかで、そこから次へ進んだら、もう第10条では、委員会が必要と認める措置を講ずるべきとか、ここでもことができるとかになってくると、あっちでも裁量権を認めて、こっちでも裁量権を認めてとなってくると僕はおかしいと思うから、もう第5条をクリアしたら、もうあとは自動的にだあつと進めると、それでええと思うのやわね。

だから、委員会が必要と認める措置を講ずるべきであるとか。

そういう表現で、もうここまで物事が進んだんやったら、ここでまた変な裁量が出てくるのはおかしいやろうと思います。

○部会長（森 美和子君） 鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 結論から言うと、やはり講ずるものとするというのが適切だと。理由については、やはり規則の第4条の中で、警告であれ、役職停止であれ、辞職勧告であれ、委員会が次に上げる措置について決定するということが入っていますので、これはもう講ずるものとするという形が適切かなあというふうに思います。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） いろいろ意見いただいて、結局、委員会に付託をして、委員会が鋭意協議をしていただいて結論を出してもらうわけですわね。それを出してもらったのに、議長がそれと違うという方向を出すというのは、どうも、委員会はそんなんやったら何のためにあるのやということに

なるんで、やっぱり委員会のあれを尊重するという意味でも、出た結論については議長はやっぱりこれは講ずるということをしちっと決めたほうがええんかなというふうに思いますけれども。

○部会長（森 美和子君） この第10条に関して、この最後の文言はものとするという形で変えさせていただきます。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） 分かりました。ありがとうございます。

次、11条、新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 続きまして、第11条、こちらは前回ご意見をいただきまして、議長及び副議長のほうが審査の対象になった場合にどうするのかということでしたので、こちらは追記をさせていただきます。

第11条、議長職務の代行。

議長について審査の請求がなされたときは、副議長が議長の職務を行う。

第2項、議長及び副議長についてともに審査の請求がなされたときは、議会運営委員会が指名する議員（議長及び副議長とともに審査の請求がなされた議員がある場合にあっては、当該議員以外の議員のうちから議会運営委員会が指名する議員）が議長の職務を行うといたしました。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 前回ご意見をいただいた中で、条項を入れさせていただきましたけど、いかがですか。

いいですか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、もう第12条はいいと思いますので。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） ちょっとその第11条、第12条について、代行ということについてなんですけれども、これは一応審査の請求がなされたときというふうなケースに限定はされておるんですけれども、そもそも議長がちょっと体調を崩されてというケースですね、入院してしばらくというのがよく一般的にあるんですけど、そのときは、そりゃあ病院まで行って許可をもらうような形でもいいと思うんですけれども、ちょっと瞬間的にICUにでもというふうなこともあるんで、議長というのがそもそも事情で議長の責務が果たせないようなときに、副議長が代理でというふうなのは別の話であるわけなんですけれども、その場合、副議長を議長として同義やというふうな解釈でいいのかどうかという、その辺がどうなのかなという。

○部会長（森 美和子君） 渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 議長が事故あるときとか欠けたときは、副議長がその職務を行うということがございますので、もし入院となれば、もう副議長が代行するということになるかと思えます。

○部会長（森 美和子君） そこが押さえられているということでもいいですね。

条例に関しては、このような形でさせていただきます。

いただいたご意見は少し整理をさせていただいて、またお示しさせていただきたいと思っております。

じゃあ、次に移ります。

亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） それでは、資料4のほうをご覧ください。

こちら、亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則の改正案でございます。

では、第1条の目的につきましては、特に改正はございませんので省略いたします。

続きまして、第2条、組織等でございます。

委員会は、会派の代表者を委員として組織する。

第2項、委員の任期は、2年とする。

第3項、委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

この後に、こちらはなかった規定なんですけれども、事故あるときについて規定を追加いたしました。

第4項、委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

第5項、委員長及び副委員長ともに事故あるときまたは欠けたときは、年長の委員が委員長の職務を行う。こちらも委員会条例等、他の亀山市議会の条例の記載に合わせて規定をしてございます。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） この点、第2条、大丈夫ですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、第3条。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 続きまして、第3条、会議についてでございます。

委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

第2項、委員会は3分の2以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、次条に定める委員の除斥のため、3分の2以上に達しないときは、この限りでない。

続きまして、第3項、こちらを追加させていただいております。オンラインの場合の会議の開催の規定でございます。

第3項、委員会の会議は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症の蔓延防止の観点等から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により行うことができる。

第4項、前項の規定により行う会議の運営については、亀山市議会委員会の例による。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 第3条、いいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） 次に、第4条、お願いします。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 続きまして、第4条、委員会の審査。

委員会は、条例第5条の規定による付託があった場合は、速やかに審査を行うものとする。

第2項、委員会は、前項の審査において必要と認める場合は、次に掲げる措置について決定する。

第1号、条例の規定を遵守させるため警告を発すること。

第2号、議会における全ての役職を停止させること。

第3号、議員の辞職勧告を行うこと。

第4号、その他委員会が必要と認めること。

第3項、前項第2号及び第3号に規定する措置の期間は、議員の残任期間とする。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） この項について、いかがですか。ご意見いただきたいと思います。  
いいですか、内容についても。  
よろしいか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） じゃあ次、第6条。  
新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 第5条は省略させていただきまして、次、第6条、表決について  
でございます。

委員会の決定は、出席委員の4分の3以上の委員の賛成がなければならない。以上でございます。  
変更なしです。

○部会長（森 美和子君） これはいいよね、第7条やな、次。  
新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 続きまして、第7条になりますが、現行の第7条につきましては、  
委員会の公開と傍聴について規定がございまして、こちらはその他の条例などと同じような表記に変  
更したいものですから、後ろの第10条へ移動しておりますので、ここは削除させていただいており  
ます。

第7条、議員の出席及び弁明。

こちらは特に規定の内容については、変更はございません。

続きまして、そのまま第8条のほう、よろしいですか。

○部会長（森 美和子君） はい、どうぞ。

○議会事務局員（新山さおり君） 第8条につきましても、資料の提出の要請ということで、特にこ  
ちらも規定の変更はございません。

続きまして、第9条、審査結果の報告。

こちら第9条、委員会は、条例第6条第2項の規定による報告をするときは、審査結果報告書（第  
1号様式）により行うものとする。

こちらは、次のページにあります。附則の後ろに様式のほうを追加させていただいております。  
以上でございます。

○部会長（森 美和子君） この点、いいですか。  
様式もいいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） 次に、第10条。  
新山グループリーダー。

○議会議務局員（新山さおり君） 続きまして、第10条、委員会の公開及び傍聴。

こちらは現行の第7条がそのままこちらのほうに場所が移動しておるだけでございます。規定の内容については変更してございません。

○部会長（森 美和子君） いいですか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、通して大丈夫ですか。この政治倫理審査委員会規則、この内容でいかせていただきます。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） ちょっと確認なんですけれども、第10条の2の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないということなんですけれども、当然そういうことも必要なんやと思いますけど、実際その職務上漏らしてはいけない秘密を知り得ることがあるのかというのがちょっと気になったんですね。

状況によって秘密会にせなあかんとか、その辺の話も出てくるのかなと思ったんですけど、秘密会とかそういう話というのは、ちょっとこれはどうなっておるんでしたっけ。ちょっとその点だけ確認させていただきたいと思います。

○部会長（森 美和子君） 渡邊事務局長。

○議会議務局長（渡邊靖文君） 今、先ほどの第10条の第1項が、原則公開ですけど、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは非公開とすることができるという規定を第1項で書いておりますので、非公開としたほうがいいということであれば、ここで非公開になるということになります。

○部会長（森 美和子君） じゃあ、このままでいいですか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） 会議の途中ですが、10分間休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時50分 再開

○部会長（森 美和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、審査に関する要綱について、新山グループリーダー。

○議会議務局員（新山さおり君） では、資料5をご覧ください。

こちらは新規で制定をさせていただく要綱でございます。

条例、あと政治倫理審査委員会の規則がある中で、この審査請求から審査結果の公表までの手続についての規定と、あと様式のほうがございますでしたので、今回整理をさせていただきまして、政治倫理審査に関する要綱という形でまとめたものでございます。

まず、第1条から読み上げをさせていただきます。

第1条、趣旨、この要綱は、亀山市議会議員政治倫理条例及び亀山市議会議員政治倫理審査委員会規則に定める審査に関し、必要な事項を定める。

第2条、審査請求の規定でございます。条例第4条の規定による審査の請求は、審査請求書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。

第2項、議長は、前項の規定により審査の請求がなされ、亀山市議会議員政治倫理審査委員会へ付託したときは、速やかに審査請求書及び資料を送致する。

第3条、審査請求書等の不備の補正、議長は、前条により審査請求を受けた場合において、当該審査請求書の記載事項及び添付書類に不備があるときは、当該審査請求を行った者に、その補正を命ずるものとする。

第4条、審査請求の却下、議長は、審査請求を行った者が前条の規定による補正命令に従わないときは、当該審査請求を却下するものとする。

第2項、議長は、前項の規定による通知は、審査請求却下通知書（様式第2号）により行うものとする。

第5条、審査結果の通知、議長は、第7条の規定により、委員会から報告を受けたときは、その結果について審査結果通知書（様式第3号）により審査請求した議員及び審査の請求をされた議員に通知するものとする。

第6条、審査結果通知に係る意見、条例第8条の意見書は、審査結果通知に係る意見書（様式第4号）とする。

第2項、条例第8条の議長が指定する期限は、審査結果通知を受けた日から14日以内とする。

第7条、審査結果の公表、議長は、条例第9条の規定による審査の公表は、亀山市議会ホームページと亀山市議会だよりに掲載するものとする。

以上でございます。

○部会長（森 美和子君） 意見、どうぞ。教えてください。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 要綱は、全体の中の前段部分と後段部分の要綱はあるんですけども、メインの中の部分、いわゆる委員会の進行等の中身についての要綱、これ規則か何かであればあれなんですけど、中身については今のところ示されていないということの理解でよろしいですか。

○部会長（森 美和子君） 大泉課長。

○議事調査課長（大泉明彦君） この要綱につきましては、手続に係るところを主に定めております。よって、その手続に係る様式を定めること、鈴木副部会長おっしゃられた中身という部分につきましては、一番最たるものは第6条第2項に、議長の審査結果通知を受けてからの通知の期限を14日としているところ、この14日というのが中身に当たる部分です。

中心となるのは、様式を定める、手続を定める要綱という位置づけでございます。

○部会長（森 美和子君） ほかに、いいですか。

この様式なんかも大丈夫ですか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） 次、申合せについて。

新山グループリーダー。

○議会事務局員（新山さおり君） 資料6をご覧ください。

亀山市議会議員政治倫理条例の第3条第1項第2号の規定に関する申合せとして、前回からご協議をいただいております補助金団体等への役員の就任についての規定です。申合せに記載する事項の案のほうをこちらのほうにお示ししております。

市から補助金及び委託料等の交付を受けている各種団体の役員に就任してはならない。

ただし、現在就任している役員については、当該役員の任期満了時を限度に速やかに辞職すること

とすると案を示させてもらっています。

今は全ての団体という広く、大きくしてある中で、禁止の規定になっております。ただし書以降に、現在就任されてみえたり、改選時に既に就任している方が議員になられる場合もございますので、その際の対応として、その役員の任期満了時を最大の限度として、速やかに早く退任できるようであればいただくという意味合いを込めての表記にさせていただきます。

この内容について、どのように規定をしていかご議論いただきたいと思います。以上でございます。

○部会長（森 美和子君） いかがでしょうか。ご意見いただきたいと思います。

会議の途中ですが、暫時休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時00分 再開

○部会長（森 美和子君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ご意見いただきたいと思います。

岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 僕はこの申合せはなかってもええと思います。前はこれに自治会長とか婦人会とか何とか細々書いてあったんやけれども、それは内規で漠然とした表現やけれども、こういうのは市民から見て別に問題とならんでしょう。婦人会であろうが自治会長であろうが、そういうのにやって一種の奉仕やで、ただでさえ成り手がおらんで婦人会や老人会がどんどんなくなっておる状況やのに、それはなかってもいいと思います。この項目全体がね、なし。それで僕はええと思うんです。

○部会長（森 美和子君） 岡本委員からそのような意見が出ましたけど、ほかに。

服部委員。

○部会員（服部孝規君） 私も要らないかなと思います。というのは、これ本当にあらゆる団体、補助金をもらってないほうが少ないぐらいであるんで、それを一々チェックして、それにはなりませんと言いつつ、議員は一体何をしてくれんのやと。例えば簡単な話、まち協の顧問ですらあかんと言いつつ、何を議会は決めてくれたんやという話にもなるんで、ちょっと硬直的過ぎるかなと思います。

あと、長とかというところについては、本当に個々の判断になるんかなと思います。例えばお金をもらうような職というの、これはちょっと考えなあかんのかなとは思いますが、報酬を受けるような、そういう職に就くというのはあかんというふうにするぐらいはあっても、補助金を受けておる団体の役員になったらあかんという、あまりにもひど過ぎる規定はどうかなというふうに思います。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） そもそも政治倫理条例の中に、結局地位を行使して、影響力を行使して特定の者にやったらいかんとか、それは書いてあるんですが、あるいは請負業者とか、あるいは許認可の問題ね。条例にしっかりうたってあるから、あえて申合せで、今、服部委員、岡本委員が言うようにする、もうこれは判断ですよ。もちろん自治会長とかまち協の会長とか、これは常識的に避けるべきだというのは、議員になる人の資質というか判断でやってもらう。こんな申合せは要らないと思います。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 私も副部会長と全く同じ考えです。以上です。

○部会長（森 美和子君） じゃあ、これはもう要らないということでもいいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） 異議なしで。

あと、特段の事情の件を、この件に関しては何かご意見ありますか。

（発言する者あり）

○部会長（森 美和子君） また次のときでもいいですか。そうしたら、またこちらで示させていただきますので。

一通りこの政治倫理への対応については少し収まりましたので、次に進ませていただいてもよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、2番目の機能が十分に発揮できる議会及び委員会の在り方について（議長及び常任委員会委員の任期について）の検討課題45について、皆さんから出していただいた意見をそれぞれに言っていただくということで。

ちょっと資料7を出してもらっていいですか。出ましたか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） じゃあ、勇政さんから順に副議長の任期について、横にずっと言っていたらどうか。一応意見をいただきましたので、3つの意見を言ってください。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） それぞれそこに書いてあるとおりになんですけれども、そもそも私は4年やと思っておるので、全て議長も副議長も自治法に照らし合わせれば、それがいろんな事情で1年としてということで、それをもう一回戻すという方向になっておるんやなと思うんですが、ただ、どちらにしてもまずは基本1年のままにしておいて、再任を妨げないとか、あとは別に連続議長も副議長も認めていいやないかという。別に認められておるはずなんですけれども、それが認められていないような雰囲気という、それがあかんのかなと思いますんで。

あともう一つ、常任委員会の委員任期なんですけれども、これについては私個人としてはやっぱり2年ぐらいのほうがええんやろうなと思うんですけれども、一方で特に期数の浅い方とかはできるだけ多くの委員会を経験したいんやというようなことがありますんで、それを思ったら、特に無党派の人らなんかは、有無を言わずここの委員会とかいうのがあるんですけど、ただ、それにしても複数の委員会に所属できる機会がさらに減ったりもするんで、やっぱりまずは1年で柔軟性を持たせておくほうがいいのかなどは思ってはいます。それでも、本来は私は2年でも4年でもかまへんと思えます。2年ぐらいやっぱりしたほうがいいのかとは思っています。ただ、状況を見たときに1年という線にまだせざるを得ないのかなと。

もう一つ、2年にするんやったらやはり2委員会にするとか、複数委員会に所属するというのを認めるとか、そういうふうなこともせなあかんのかなというふうに思います。さっきもちらつと言いましたけど、委員会構成で3委員会のほうがやっぱりそれぞれ専門化した、少数精鋭という言い方はお

かしいけど、そんな議論ができるのかなというふうなことで、複数委員会所属については大変ですけども、本当にその意思があるんやったら柔軟に対処してもいいんじゃないのかなとは思いますが。以上です。

○部会長（森 美和子君） 次に、スクラムさん。

○部会員（中島雅代君） 副議長の任期については、成り手が不足しているので2年がいいかなと思うんですけども、ほかの意見も見まして、1年で再任を妨げないという形のほうが現実的なのかなというふうには思いました。

それから、常任委員会の任期ですけども、こちらも1年。やはり4年でいろんな分野に携われるというのがいいかなというふうに思っています。

それから、常任委員会の委員会構成については、現状1委員会ごとの所管が少ないほうがしっかり精査できると思います。以上です。

○部会長（森 美和子君） 結さん。

○部会員（森 英之君） まず、副議長任期についてなんですけれども、議長が2年任期となっている中で副議長も2年となると、少なくとも2年間は議長、副議長のコンビが変わらないということなので、そうすると議会運営の硬直化につながりかねないという懸念があるんじゃないかということで、従来どおり副議長は1年でいいんじゃないかというふうに思います。

それから、常任委員会の委員任期については、これも2年となると、その委員会の委員が固定化されるので、他の議員の考えを反映しにくいんじゃないかということで1年ということとさせていただきます。

常任委員会の委員会構成については、やはり教育民生委員会の所管の範囲が広過ぎると思っておりますので、2委員会にすることによって1年ごとに委員会の変更も容易で、いろんな意見が反映しやすくなるのではないかというふうに思っております。以上です。

○部会長（森 美和子君） 新和会さん。

○部会員（岡本公秀君） 私は、まず副議長は1年でええと思う。場合によっては同じ人が2回、僕も2回やっておんのやけど、何も1回副議長をやったらもうやったらあかんわけではないんやでね。基本的に1年でいいと思います。

そうしてから常任委員会の委員は、僕は1年、1期4年で3つ回るということで、それでいいんじゃないかと。

そして、常任委員会の委員会構成は、私は3委員会でいけると。今のままやね。3委員会やったら1委員会が5人とか6人とか、確かにあまり多くはないと思うんですけど、今でもちゃんと回っておるし、2委員会にするとメンバーチェンジが例えば最初の2年はAのところへ行ったら、次の2年はAに行った人は多分Bに行きたいやろうと。そういうことがころっと行われると、同じ顔ぶれがあっちに行ったりこっちに行ったりということになりますわね。そういうふうなことを考えると、今回もまた同じ顔ぶれかというふうになりかねやんで、僕は3つの委員会やったら少なくとも議員がごちゃごちゃとまざり合うというのが可能性は高くなるので、3委員会で、今と全く同じでいいと思います。

○部会長（森 美和子君） 日本共産党さん。

○部会員（服部孝規君） うちも書いてあるとおりで、議長を2年にして、効果が出ていますので、

副議長も2年にしたらどうかということです。

ただ、委員会については、正・副議長が2年ということであれば、やっぱり委員会もそれに合わずという意味で2年ということです。

それから、委員会は教民が多いということがあるんですけど、今年、機構改革でかなり是正されると思いますので、3委員会のままでいいのではないかと。以上です。

**○部会長（森 美和子君）** 大樹さん。

**○副部会長（鈴木達夫君）** 副議長については、初め僕らは2年としたんです、実は。ただ、結局同じ方が議長、副議長を2年、これはいろいろなケース・バイ・ケースがあるんですけども、変な話相性なんかもあって、あると思うんですよ。ちょっと硬直化という表現がいいのか、あるいは選挙で副議長が選ばれた中で、しっかりした権利を持っている中で、議長が例えばやりにくいとか思っても、なかなか柔軟に対応できないということの意味では、基本1年、それから勇政さんみたいに再任を妨げないという、再任というよりはやはりまた選挙をやるのかなと思ったり、あるいは選挙をやらなくても申合せの中でさらに1年延長という形とかね。やり方はとにかく、やはり基本1年と、それから再任も妨げない、あるいは延長もありという形のもののほうがいいのかと思います。

それから、常任委員会の任期については、議会の改選が11月で、それから執行部の人事異動が4月という今自体が非常にイレギュラーな形になった中では、やはりもう少し充実した腰を据えた委員会活動のためには、2年のほうがベストとは言いませんけれども、ベターかなと思うくらい。

それから、常任委員会についてもいろいろ考えたんですけども、今の状態がベストではないけれどもベターかなという程度の判断でこういう記載といえますか、報告をさせていただきました。以上です。

**○部会長（森 美和子君）** じゃあ、うちの公明党のほうも出させていただきましたので、副議長の任期については、私たちは2年がいいかなということで、だんだんと経験の少ない議員が役職を担わざるを得ない状況に出てきているということになっておりますので、2年がいいのかなということを書かせていただきました。

常任委員会については、この所管事務調査の調査・研究を始めて10年を越えましたので、もっとその課題の掘り下げとか、そういうことをしていく必要があるのかなと思えば、2年間しっかりと調査・研究をしていきたいなと思いました。

それから、常任委員会の委員会構成ですけど、私は2委員会がいいのかなと思っています。結構少ない委員会の構成もありますし、それから調査・研究の内容もネタが尽きてきたというような声も委員会によっては聞こえてきたりしますし、それから、今会派構成が2人会派がかなり多くなっているということもありますので、常任委員会を2つにして、会議は2日間ぐらいかけて議論ができる委員会、2日間ぐらいかけてできるような形でやればできるんじゃないかなと思いましたので書かせていただきました。

じゃあ参考として、無会派の方の意見を言ってください。

大川主査。

**○議会議務局員（大川真梨子君）** では、一番下の欄をご覧ください。

無会派さんからいただいたご意見でございますが、副議長任期につきましては2年がよいということで、理由は議長も2年任期であり、期間が長いほうが経験も積めるためということでございます。

続きまして、常任委員会の委員任期についてでございますが、こちらは2年というご意見で、今までの経験において所管事務調査のテーマを調査するのに1年では期間が短過ぎて、最後はいつも駆け足で無理やりまとめ上げる感じがしていたためということでございます。

続きまして、常任委員会の委員会構成につきましては、3委員会として複数所属も可とするご意見でございます。今まで特に問題であるとは感じなかった。また、2委員会にすると範囲が広くなり過ぎるため審査が1日で終わらないような難しい課題があったときに、時間の都合で深く議論ができなくなるおそれがあると感じるため。複数所属については、個人的には1人1委員会のほうがよいと思うが、特に不可とする理由もないためということでございます。以上でございます。

**○部会長（森 美和子君）** 事務局のほうに色分けをしていただいて、皆さんご覧になって分かりますように全くばらばらで相入れませんので、これちょっと調整することもできませんので、これ前回もこういう形で真っ二つに分かれていましたので、このことに関して一旦終わりにさせていただこうかなと。今までどおりという形で、ちょっともう議論もかみ合わないと思いますので、今までどおりにやるということで、このカルテに関しても一旦これで終息させていただこうかなと思っているんですけど、その点いかがでしょうか。

また、何かご意見とか出てきたら改めてカルテを起こして、その議論をさせていただこうかなと思っているんですけど、その点についていかがでしょうか。

服部委員。

**○部会員（服部孝規君）** それでいいと思います。

ただ、今現行の申合せはどうなっているか分からのやけれども、副議長について再任を妨げないという規定があるのかなのか。なかったら、それは入れてもいいんじゃないかというふうに思いますけれども。

**○部会長（森 美和子君）** 渡邊事務局長。

**○議会事務局長（渡邊靖文君）** 改選に当たっての申合せがございますけど、その中には再任という言葉はありません。だから、再任がいいとも悪いとも書いていないという、そういうことやと思います。

再任という場合なんですけれども、これはあくまで1年で辞職願を出して、それが許可されて初めてまた次選挙となるわけですので、2年続ける場合は辞職願を出さないということになってようかと思うんです。

ただ、そうなると辞職願を出さないとなる、そういうふうな申合せの中にそういうことも書いてございませんので、少し申合せは変える必要があるのかなと思います。どういう場合に辞職願を出さないのかという、そういう辺りが問題になってようかなと。

**○部会長（森 美和子君）** 伊藤委員。

**○部会員（伊藤彦太郎君）** 私も服部委員が言われるように、再任を妨げないという表現をうちは出しましたけれども、例えばそういうような形でということで、ちょっと公明党さんが書かれたような順番で決定していく風潮ですね、これがやっぱり一番問題やと思っているんですわ。別に1回した人がもう一回やってもかまへんし、議長を2年にしてよかったとあるんですけども、私は議長を2年にしてよかったというのがどの辺なのかというのがちょっと分からない。

議長に関しては、たまたまそういうふうなことができる力量の方が議長を続けられてこういう感じ

やったんかも分からんけれども、そうやけど、問題発言かもしれんけど、過去に1年で勘弁してくれという議長さんがいらっしやったんかどうか私知りませんけれども、多分この議長を2年にしたことによってよかった部分というのが分からへんもんで、実を言うと。あつたんかもしれませぬね。

実は成り手が不足するとか若い方がせざるを得んという話は、そもそも逆に言うたら2年するのがそれだけ重労働やと思うんです、やっぱり。今まではやりたいやりたいというのが実は多かったんやけれども、今は勘弁してくれというのが風潮になってきておるもんで、それを思うと公明党さんが言われたように順番で決定していくという、これを根本的に改めやなあかんという、そこだけはやっぱりちょっと申合せで何とかして行ってほしいなどは思いますね。

一応状況としては今のままでいいと思います。ただ、言われたようにそもそもが4年任期なんを1年で辞職するという、そういうふうな形を取っているもんで、だから、とにかく順番制やなければならんという、その風潮を何とかしていくというの、これが一番重要やと思います。以上です。

○部会長（森 美和子君） 2年というところと1年というところがありますけど、取りあえず今までどおりということになった中で、再任についてはまた少し整理をさせていただくという形でいいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） またお示しをさせていただきたいと。

そうすると、カルテはどうなるんやろう。

渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 議長、副議長、監査委員の選出に関する申合せに関わってくる部分やと思うんです。代表者会議でつくった申合せですので、その改正になってよかったと思うんですわ、もし何か付け加えるとすれば、です。代表者会議で議論していただければということで、代表者会議のほうへ振っていただければいいかと思います。

○部会長（森 美和子君） 分かりました。それなら、そういうふうにさせていただきます。

じゃあ、次に移ります。

所管事務調査の報告について、資料9を出してください。

大川主査。

○議会事務局長（大川真梨子君） 所管事務調査の提言後における市民・関係団体への報告についてでございますが、こちら過去2回、議会改革推進会議検討部会の中でご議論いただいています。令和2年1月21日と2月17日ということで、2年ほど前の話になりますが、その会議に参加されていなかった方もいらっしやいますので、どういう意見が出たかということで主なものをピックアップさせていただいておりますので、一旦こちら読み上げさせていただきます。

まず、市民・関係団体への報告を行うことの是非についてでございます。

報告の位置づけとして、報告会とするのか、同時に意見交換会も含めるのか。根本的なことを含めて検討が必要。

続きまして、所管事務調査の中で意見交換をした関係団体に限らず、広く報告できる形を取ればよい。

広聴機能として位置づけてはどうか。例えば、市民の方に参加してもらうのはどうか。

団体によっては、送付された報告書について意見を言ってみたいと思うかもしれない。

関係団体へ説明責任を果たす程度で今のところはよいと考える。

意見交換をした団体に対し、報告書を送付するのみとするのと、対面で報告をするのとでは全然違う。そのような場へ出向いて報告をしたという経緯や軌跡が大切である。

市民の要望を聞く場になるのではないか。

1年間調査しても、提言したことを執行部が実行するかは分からない。提言をしても実行しなければ意味がなく、広聴機能として不特定の市民に参加してもらうのは難しいと考える。提言するだけでは市民は納得しない。

報告の際、参加している市民から、提言に盛り込まれなかった内容を入れるよう要望があっても、もう入れられないため聞き放しで終わってしまい、かえってよくない。市民は満足せず、不信感が募る。

今までは報告書を送付して終了していたのを、出向いて報告した場合、相手側から何か意見が出た場合の取扱いが難しくなる。

続きまして、開催時期についてでございますが、9月議会で市長に提案をした後、常任委員会の任期の中で報告を行うのはタイトなスケジュールになる。10月に行うことが可能か。

場所につきましては、議会側が出向いて、説明責任を果たすべきである。

傍聴につきましては、傍聴はよいと考える。

周知方法につきましては、どのように周知をするのか。行政情報番組で、1年に1回このようなことをやるということを周知しないと難しい。

続きまして、検討部会と正・副委員長会議の関係等でございますが、正・副委員長会議において、年度当初に所管事務調査の打合せをし、スケジュールを決めていくので、その一環であれば正・副委員長会議が主になって決めていくべきとも考える。

これまでも、常任委員会の判断でそれぞれに任されている部分もあったため、正・副委員長会議の決定という、各委員会の判断というのは尊重しながらも、全体的な方向は検討部会が決めてもよい。

個々の委員会で実施状況が異なるのはよくないので、報告の方法は3委員会で統一するべきである。

まず、対面で報告する場をつくるのはどうか。それを重ねていく中で、もっと広聴広報的な、団体以外の市民も参加してもらう形のことを考えていってはどうか。

所管事務調査については、議会報告番組、議会だよりでの扱いを充実すべきであるというようなご意見をいただきました。

説明は以上でございます。

**○部会長（森 美和子君）** 過去の2回における皆さんからの意見というか、検討部会の部会員さんからの意見なんですけど、どうでしょう。調査・研究をした提言に対して、どういうふうに市民の方に説明をしていくのかということ。

鈴木副部会長。

**○副部会長（鈴木達夫君）** 思い起こすに、当時小坂議長がこの提案、いわゆる委員会が市民団体と意見交換をされたけれども、そんなこと全然報告してないやないかと。礼儀としてしっかり報告すべきだという発案をいただいて、それに対して対応したと思うんですけども、その意味では私が思うに、そのことをより発展的に広聴機能として生かしていこうとするまでの意見ではなかったかと思えます。

それから、今3委員会、常任委員会がいろんな意見交換をやっていながらも、やはりコロナの中で十分準備ができた中でもやっていないし、当然報告というまでとても至っていない状況だと思います。だから、その意味で意見交換の後、どうまた報告するかというのは、もうちょっと様子を見て形を決めていったほうが私はいいと思う。テーマによっては全然報告まですることもないし、あるいはより発展的に議論を進めていこうというテーマ、あるいは対象の団体があると思いますので、この検討部会の中で一律にどうこうする時期ではないというように私は感じました。以上です。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 私は前回委員長をさせていただいた関係で意見交換先に報告書を郵送でいいか、委員長が持っていかれますかと言われて、判断を迫られたほどじゃないんですけど、あったんですけども、もちろん事務局からあったんですけど、送っておくぐらいでよろしいという話はしたんですけどね。

思い起こせば意見交換会をするのに、意見交換会自体はすごい地元でも喜んでいただいたんですけども、そのときに結構皆さんのええっという、そんな話が出たのが、議長が見えるという話をしたときなんですよ。議長がわざわざ来てくれるのというので結構話が違ったんで、委員会は議長に提言して、議長から市長にということになっておるもので、所管事務調査自体をやっぱり議長の権限でもやらせておる部分もあるんで、報告を委員長じゃなくて議長が持っていくというのが、一つ結構かなりこれ重く受け止めてもろうたのかなという印象を市民に与えるのかなと。その上で、これは実際どういうふうに反映されるんかまだ分からへんのやけどみたいな話をその場で、やっぱり議長の裁量で感じ取ってもらってというような部分があってもええのかなと思ひましてね。私ちょっと委員長が報告するんやなくて、やっぱり議長が各委員会の結果を報告しに行くというような、そういう手があるのかなとは思ったんです。実際それで報告会につなげていけるんかどうかというのは、やっぱりそういうふうなことの積み重ねの判断というのは副部会長が言われるとおりにやと思いますんで。以上です。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） まずは報告すべしというのと、今のような形で郵送でよしという、この分類をしてはどうかなと。報告すべしということが大勢を占めるんなら、じゃあどういう形ですかという議論に入っていって整理をしてみたらどうかなと。だから、現状の郵送しておる、そのままでもいいやないかということなのか、いやいや、やっぱりそれはちょっと改めてちゃんと何らかの形で報告すべきというふうにするのかのどちらかです整理してもらって進めてもらったらいかがですか。

○部会長（森 美和子君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 当方から報告書を郵送しておるわけですが、その相手方の団体さんは、議会から送られてきた報告書を読んで、それをどういうふうにしておるのか。現実にどういうふうに使われていますんやろうね、報告書は。

○部会長（森 美和子君） 渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 団体さんの代表者のところへ郵送で今送っておるということですが、その取扱いはちょっと分からないです。

ただ、以前、意見交換をしてくれた相手の代表者のところへ委員長と事務局がこういう形で委員会

としてまとめましたと持っていったという委員会もあったということで、それで今回、伊藤委員長さんのほうにはちょっと確認をさせていただいたという経緯でございます。そこは委員長さんのご判断で。過去にそういうケースもあったという、お礼方々ということですね。

○部会長（森 美和子君） 小坂議員からの提案で、この検討部会でカルテとして起こしたんだと、あのとき改めて。これをどうするかも、送るだけやったらこれ必要ないですよ。検討部会の中で起こして、今の状況の中では必要ないという結論に至るのか、ちょっとそこら辺の判断を皆さんご意見いただきたいなど。送るだけにするのか、皆さんに報告する場にするのかというところ以前に、このカルテの取扱いをどうさせてもらいましょうか。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 今の時点では、報告については、今、議長という意見もあったんですけど、委員長を中心にできるだけ対面による報告をするぐらいが適当か。対面による、送付だけじゃなくて。代表者等に対面による報告を心がける程度、強制じゃなくて、程度かなと思います。

○部会長（森 美和子君） そうすると、報告会みたいなことではなくて、ただお渡しするという形にさせてもらおうと。

鈴木副部会長。

○副部会長（鈴木達夫君） 委員長の判断もあるかと思いますが、基本的には代表者等に対面による報告を心がけると。ある委員長については報告会を開く報告の方法もいいし、時として書面で申し訳ないけどということで電話によって報告するとか、基本的には一応対面を基本とした報告をするというくらいでよろしいかなと思いますよ。あとは委員会の判断でいいと思う。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） 私も同じ意見で、あまりにも来ていただいて意見まで聴取しながら、郵送というのはちょっと落差があれなもので、少なくとも代表者を訪ねて、そこへお渡しするというところまではしてはどうか。その中で、例えば代表者の人がぜひもう一度意見を聞いてもらう場を欲しいとか言われれば対応は別なんですけど、基本的には届けに行くということにしたらどうですかね、取りあえず。

○部会長（森 美和子君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 私もこれに関しては、代表者の自宅へ行って、そこで渡して、いろんな話も出ると思うんやけれども、代表者の人が例えば何月何日にうちの役員会のようなもんがあって、そこで10人ぐらい集まるんやで、そこへ来て言うてくれとか、そういう話にもなったら、またそういうところへ行ってもいいと思うんですよ。そういうことになりゃあね。役員会に来てもらうて、皆さんに言うたってと言われたら。そういうことはそれで何が起きるか分からへんのやけど、取りあえずやっぱり足を運ぶということはええと思います。

○部会長（森 美和子君） 失礼のないようにしていきたいと思います。

じゃあ、正・副委員長会議のほうに手法の確認をするということでもよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） 分かりました。

じゃあ次、4番目、政務活動費を使用して参加した研修等の報告書。

これ中日新聞に政務活動費のネット公開半数以下ということが載って、亀山市はバツテンだったん

です。報告書は皆さん書いていただいておりますが、ネット公開はしてないので、その点についてご協議をいただきたいなと思っております。

大川主査。

**○議会事務局員（大川真梨子君）** こちら資料11でございますが、まず政務活動費を支給している県内12市とさせていただいている理由から補足で説明をさせていただきます。

欄外下の部分に説明を書かせていただいているんですけども、まず尾鷲市さんに関しましては平成30年度に政務活動費を廃止されておまして、熊野市さんに関しては政務活動費はないけれども、議員調査活動能力向上事業として議員1人当たり年間最大12万円を支給しているということでした。ちょっと聞き取りをさせていただきましたら、研修報告というのを書いてもらっているようで、研修とか視察の報告書は希望があれば閲覧可能ですが、ホームページへの掲載はしていないということでした。

ですので、この欄の中にはそれ以外の12市につきましてホームページに研修・視察の報告書を公開しているかどうかという区別を書かせていただいております、公開されているところの6市に関しましては、その報告書を例えば1つの研修に複数の、会派なので複数の方が参加された場合にお一人ずつ研修報告書をつくってもらって、それを全て公開しているのか、あるいはどなたか複数の中のお一人だけが報告書を作成して掲載されているのかということで、ちょっと聞き取り調査をさせていただいた結果について書かせていただいております。

まず、上から桑名市さんに関しては各自で報告書作成ということですが、松阪市さんにつきましては基本的には各自なんですけど、概要部分については代表者のみということも認めていらっやっ、所感については各自でということでした。

鳥羽市さんに関しましては、概要等は代表者で、所感は各自で書いていただいているということです。

志摩市さんは代表者のみ、伊賀市さんは各自、名張市さんは代表者の方が作成をされて、それを掲載されているという状況でした。

説明は以上でございます。

**○部会長（森 美和子君）** まずは、ホームページに掲載するかどうかということをご議論いただきたいと思っております。

服部委員。

**○部会員（服部孝規君）** これ非公開というふうな形で決めたというのは、別に公開したくないということやなくして、あえてホームページにまで載せなくても図書室で閲覧できるということなんで、公開と一緒にないかというようなことでやっただけであって、非公開にしなければならんというような議論ではなかった。私の意見としては、こういう形で公開・非公開で分類されて非公開と書かれるんやったら、公開したほうがいいというふうに思います。何も別に閲覧でとどめ置かなきゃならんような理由があっ、こういう今の措置をしているわけやないんで、だからこんな形で分類されて亀山市は非公開なんやと言われるんだったら公開すればいいと思います。

それから、あと代表者か議員かというのは、それぞれでやったらいいんかなと思うんですよ。代表者だけでも会派として上げるとしたらそれでもいいし、代表者とプラス議員の所感も入れるというんやったら、それでもそこは僕は会派の判断やと思うんですわ。そこまでこういう形でということま

で決める必要はないのかなというふうに思いますけど。私の意見です。

○部会長（森 美和子君） ほかに。

伊藤委員。

○部会員（伊藤彦太郎君） 私もそもそも公開・非公開という表現がおかしいなと思います。掲載・非掲載やろうとか思ってね、この話を見ていたら。実際、じゃあほんまに政務活動費でやった事業について、全部出すべきやと思いますね、本来。

正直そこまで見てもらえるんやったら、それはそれでありがたいことですし、それこそ市民を納得させるぐらいの文章を書くことも求められると思いますんで、これは胸を張って掲載したらいいと思いますけれども、ただ、ホームページの容量とか、そっちの話もあるんやという、その辺の話がもう一回確認したほうがええんやろうとは思いますが。その理由づけをはっきりして、ちゃんと掲載せなあかんと思いますね、ホームページのところ。以上です。

○部会長（森 美和子君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） これは会派で行く視察や個人で行く視察やら委員会で行く視察やら、皆オール込みなんやね。そうすると事務局の負担というのはどんなもんですかね、ホームページに載せるのに。ちょっと僕もそれ分かんのですけど。

○部会長（森 美和子君） 渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） ずうっと収支報告書から会計帳簿、領収書まで公開をどんどん段階的に進めてきて、この視察、研修会も当然入ってきますけど、これの報告もどうするか議論がありました。最終、視察や研修になると資料が膨大になってまいります。そこまで載せるのかというふうな問題も出てきました。一々PDFにして、冊子のももあります。これは大変なことやということで、最終図書館で自由に、うちは情報公開対応じゃなく閲覧対応にしたらいじゃないかということで、閲覧対応、情報公開対応ではないと、そこまでは決めていただきました。視察報告書だけ掲載するのであれば、数枚の範囲ですので、それは実際いつでも可能です。資料までとなると、これはちょっと手間もかかるし容量も要るので、資料だけは今までどおり閲覧で、報告書だけなら簡単に載せられるということやと思うんです。研修会も報告書だけ載せるというのは可能です。

ただ、それに参加した人が全員書くのか代表者なのかというのは、これはやっぱりちょっと議論は分かれるところやと思うんですけど、全員書いたほうがいだろうというのはあろうかと思えます。参加した者が何らかの形で書いていただくのがいいとは思いますが。

○部会長（森 美和子君） 岡本委員。

○部会員（岡本公秀君） 私らが議員になったときは、委員会で視察に行ったら代表で副委員長が書いておったわね、委員長が書かんと。そんな状況が続いてから、今は全員書いてますよね。

○部会長（森 美和子君） 服部委員。

○部会員（服部孝規君） 市民からすると、行ったのに何も書かんのかと言われそうな気もするんで、松阪、鳥羽方式でどうなんやろうな。概要を代表者が書いて、所感は必ず入れると、各自。そうせんとな。

○部会長（森 美和子君） 渡邊事務局長。

○議会事務局長（渡邊靖文君） 今の委員会視察は、所感は全員に書いてくださいということで、出していると思います。それをくっつけて一つのものにしていきますので、鳥羽方式、松阪方式でいい

んであれば、そういうような形で運用していきたいと思いますが、ここで一度決定していただきたいと思ひます。

○部会長（森 美和子君） じゃあ、ホームページには公開すると。資料に関しては閲覧みたいな形でまた、何かそれも書いておいてもらったらいんと違ふかね、図書室で閲覧できるということ。

それから、作成者に関しては一応代表者で書いてもらって、所感は一緒に行つた人も書いていただくという形で決定したいと思ひますが、いいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） ありがとうございます。

じゃあ、これは決定事項としてさせていただきます。

皆さんのご協力でめちやくちやスムーズに進みました。

次に、その他の項に行きます。

タブレットを活用してやっていただいて、ペーパーレス化を今回実施させていただきました、12月。いろいろと問題もあろうかと思ひますので、一度ここで検証をしたいなど、3月議会までに。どんな問題があるのかということ一度吸い上げさせていただいて、これ会派に持ち帰っていただいて会派の意見を聞いてきてください。2月に必ず検討部会をさせていただこうと思ひますので、これは宿題としてまたお願いをしたいと思ひます。

それから、検討課題の基本条例の検証とか見直し、これも改選までには手をつけていきたいと思ひますので、少しまたご協力をお願いしたいと思ひます。また、これは次回にでも出させていただきますかなと思ひますのでよろしくお願ひします。

じゃあ、日程だけいいですか、決めさせていただいて、次回の2月。

でも、タブレットの意見は事前に集約させてもらいます。

（日程調整）

○部会長（森 美和子君） 次回は2月7日の10時からよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（森 美和子君） それでは2月7日10時でお願いします。

今日の議論はこれで終わりですけど、何かありますか。

（発言する者なし）

○部会長（森 美和子君） なければ、検討部会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。

午前11時53分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和 4 年 1 月 13 日

議会改革推進会議検討部会長 森 美和子